

平成 27 年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構調達等合理化計画にかかる自己評価

調達等合理化計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>（【 】は評価指標）</p> <p>重点的に取り組む分野</p> <p>（1）研究開発用に係る物品及び役務の調達</p> <p>① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務実施規則において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務実施規則の改正】</p> <p>② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</p> <p>（2）一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達</p> <p>① 既に取り組んでいるパソコンの本部一括調達、コピー用紙、トイレットペーパーのつくば地区 5 法人一括単価契約及び地域ブロックにおける燃料類の一括調達について、品目を拡大し、トータル的な調達手続きに要する時間の短縮（物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達）、調達金額の節減を図る。【調達手続きに要する時間および調達金額の節減】</p> <p>② つくば地区の 8 研究所等がそれぞれ行っている調達業務について、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を一元的に実施するためのつくば管理センター調達チーム（仮称）を平成 28 年 4 月設置に向け検討を進め、組織規程、会計規程等の改正を行う。【つくば管理センター設置に向けた組織規程、会計規程の改正】</p> <p>（3）見積書を徴する必要のない調達</p> <p>契約事務実施規則に規定している慣習上見積書を徴する必要のないものについては、「契約事務実施規則の運用について」において、さらに具体的に規定し、実態に即した調達を行うことにより、調達手続きに要する時間の短縮を図り、合理的な調達を推進する。【契約事務実施規則の運用についての改正】</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底</p>	<p>調達事務の合理化及び早期調達を推進する観点から、随意契約によることができる具体的事由を契約事務実施規則に記載して明確にするために、過去の随意契約、一者応札・応募の事例を内部研究所から収集・集約し、平成 28 年度の法人統合に併せて改正できるように検討を行った。</p> <p>単価契約の対象品目を、平成 26 年度の延べ 866 品目から、前年度と比較して 428 品目拡大させ、延べ 1,294 品目として調達手続の簡素化と納期の短縮等を図った。</p> <p>従来の調達手続の場合、研究者等からの契約依頼から契約締結までおよそ 1 週間を要していたほか、その都度業者と契約手続を行う必要があった。単価契約を導入することにより、年度初めに業者と単価の契約手続を 1 度だけ行うことで良くなったことや、研究者等からの契約依頼を受けてすぐに発注できるようになるなど、契約手続を簡素化することができ、契約依頼から納品までに要する日数を 1 週間程度短縮することができた。</p> <p>つくば地区の内部研究所の一部で行っていた DNA 合成製品 13 品目の単価契約を本部において一括で契約したことによるスケールメリットとして、調達金額を約 6 百万円削減することができた。</p> <p>また、単価契約に移行することにより調達手続に要する時間を各対象品目で約 1 週間程度短縮することができた。</p> <p>つくば地区の 8 研究所等がそれぞれ行っている調達業務について、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を一元的に実施するため、つくば管理センター調達チームの平成 28 年 4 月からの設置に向けた検討を進め、組織規程、会計規程の改正を行った。</p> <p>調達合理化の観点から、慣習上見積書を徴する必要のないものについて具体的に明文化するために、過去の事例を内部研究所から収集・集約し、平成 28 年度の法人統合に併せて契約事務実施細則を制定するように検討を行った。</p>	<p>研究開発用に係る物品及び役務の調達については、調達手続きの簡素化と納期の短縮を図ることはできたが、契約事務実施規則の改正による効果については、平成 28 年度に検証する必要がある。</p> <p>一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達については、調達手続きに要する時間および調達金額の節減を図ることはできたが、つくば管理センター設置に向けた組織規程、会計規程の改正による効果については、平成 28 年度に検証する必要がある。</p> <p>見積書を徴する必要のない調達については、慣習上見積りを徴する必要のないものについての契約事務実施細則を制定するように検討を行ったが、制定による効果については、平成 28 年度に検証する必要がある。</p>

<p>(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上）については、事前に法人内に設置している契約監視委員会（外部委員 4 名、監事 3 名）にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【新たな競争性のない随意契約に係る契約監視委員会における事前審査実施率：数値目標 100%】</p> <p>(2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。 また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配布、調達案件に対する質疑・回答をホームページに公表し情報の共有化、四半期ごとに発注予定情報をホームページに公表することにより、入札等に参加しやすい環境を整える。【入札等に参加しやすい環境整備の実行】</p> <p>(3) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組 ① 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、役職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】</p> <p>② 研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等が一目でわかるハンドブックを作成し職員に周知する。【ハンドブックの作成】</p> <p>③ 委託事業の報告、法人決算作業等のために制限している年度末における調達期間について、不適正経理の未然防止という観点から調達期間の拡大など、経理手続きにおける利便性を高める取組を進める。併せて、職員からの発注体制に係る改善要望を本部において把握できる仕組みを整備する。【調達期間拡大の取組、職員からの改善要望を把握できる仕組みの整備】</p>	<p>平成 27 年度において、新たに競争性のない随意契約を締結する案件が 11 件あり、うち 10 件について、随意契約によることができる事由の整合性について契約監視委員会において事前審査を受けた。</p> <p>なお、1 件については、契約監視委員会の外部委員改選手続中に、緊急性が高く早急に随意契約を締結する必要がある案件が発生し、契約監視委員会において事前審議ができなかったことから、事後報告とした。</p> <p>一者応札・応募の改善に向けて、平成 26 年度に引き続き平成 27 年度も一者応札・応募となった案件について、入札説明書受領者、応札者に対しアンケートを実施し、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成。これを契約監視委員会へ報告し、同委員会において仕様書の内容、公告期間等の改善の結果を点検した。（アンケート回収率：平成 26 年度 28%（アンケート提出者数 189 名／入札説明書受領者数 668 名）、平成 27 年度 20%（アンケート提出者数 213 名／入札説明書受領者数 1051 名））</p> <p>また、入札参加予定者より要望があった場合には電子メールによる入札説明書等の配布を行うとともに、工事及び設計等業務については、四半期ごとに発注予定情報をホームページに公表し、入札に参加しやすい環境を整えた。（電子メールによる配布実績：平成 26 年度 118 件、平成 27 年度 174 件）</p> <p>研究費の不正使用等防止に関する研修として、コンプライアンス研修とともに研究費の適正な使用に関する研修を内部研究所の職員を対象に 7 箇所 13 回及び本部の職員を対象に 1 回、計 14 回実施した。また、全ての一般職員及び研究職員、e-Rad 登録の非常勤職員を対象に e ラーニングによる研究費の不正使用等防止に関する研修を実施した。（参加率：参加者 1,943 名／研修対象者 2,240 名＝86.7%）</p> <p>研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等が一目でわかる「研究費の使用に関するハンドブック」を作成し、グループウェアの電子掲示板で全役職員に周知した。</p> <p>年度末・年度初めにおける契約依頼の締切日や開始日について、「研究費の使用に関するハンドブック」に記載することにより、平成 26 年より調達期間の拡大をしたことを明確にし職員への周知を図った。</p> <p>また、職員からの意見、要望については、研究費の使用に関するハンドブックについての研修実施の際に併せて現場の声を聞くための意見交換会を実施するとともに、同ハンドブックに「ハンドブックに関するお問い合わせ先」のメールアドレス、電話番号を掲載して意見・要望を把握する仕組みを整備した。</p>	<p>新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立のため、新たな競争性のない随意契約に係る契約監視委員会における事前審査実施率 100%を目標に取り組んだが、91%の達成にとどまった。</p> <p>一者応札・応募を改善するために、入札等に参加しやすい環境整備を行った。</p> <p>不適正な経理処理の再発防止のためのハンドブックを作成し、不適正経理の再発防止等のための研修の実施など、再発防止の取組を徹底するとともに、不適正経理の未然防止の観点から調達期間拡大の取組、職員からの改善要望を把握できる仕組みを整備した。 今後の対応として、引き続き再発防止策の取組を徹底するのに併せ、職員からの改善要望を整理した上で、経理手続きにおける利便性を高める取組を検討し、必要に応じて、規程、規則等を改正、及びハンドブックに掲載し周知する必要がある。 また、長期出張等で e ラーニングによる研修を受講できなかった者については、平成 28 年度において速やかに実施し、対象者全員が修了するよう取り組むこととする。</p>
---	---	--